

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号				申告区分
法 人 名	法 人 番 号							
	事 業 年 度	令和 令和		年 年	月 月	日 日	日から 日まで	

付加価値額及び資本金等の額の計算書（第1号
法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業
第4号

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算							資 本 金 等 の 額 の 計 算							
収 益 配 分 額 の 計 算	報酬給与額 別表5の2の2②又は別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3②、同表⑬、同表⑭若しくは同表⑮	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2③又は別表5の4③	②						当該事業年度の月数	⑬					月
	純支払賃借料 別表5の2の2④又は別表5の5③	③						⑫ × ⑬ / 12	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①＋②＋③	④						控除額計 別表5の2の3⑫、同表⑭若しくは同表⑮又は別表5の2の4⑩	⑮					
単年度損益 第6号様式⑯又は別表5⑰		⑤						差引 ⑭－⑮	⑯					
付加価値額 ④＋⑤		⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰					
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①／④		⑦					%	⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額 × 50 / 100	⑱					
雇 除 用 額 安 の 定 計 控 算	④ × 70 / 100	⑧	兆	十億	百万	千	円	⑯のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額 × 25 / 100	⑲					
	雇用安定控除額 ①－⑧	⑨						仮計 ⑰＋⑱＋⑲	⑳					
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3㉑		⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑					人
課税標準となる付加価値額 ⑥－⑨－⑩		⑪						国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒					
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓					
								計 ⑰＋⑱＋⑲	㉔					
								課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑／㉒、㉑×㉓／㉔若しくは㉑×㉔／㉒	㉕	兆	十億	百万	千	円

2. 資本金等の額の明細

区 分		期首現在の金額 ㉖					当期中の減少額 ㉗					当期中の増加額 ㉘					差引期末現在の金額 ㉙ (㉖－㉗＋㉘)				
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
資本金の額及び資本準備金の 額の合算額	2																				
法人税の資本金等の額	3																				
期 中 に 金 額 の 増 減 が あ っ た 場 合 の 理 由 等																					

第六号様式別表五の二(入力用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)

1	整理番号				事務所区分		管理番号				申告区分		24
					A								
法人番号				37								38	
申告年月日		25		44									49
		39		事業年度									55
		50										56	
		56										69	
		予備											

12	B
----	---

[illegible][illegible]

12	B
----	---

	期首現在の金額					当期中の減少額					当期中の増加額					差引期末現在の金額				
13	15	28	29	42	43	56	57	70												
26																				
27																				
28																				

第6号様式別表5の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

- 3

「	第1号	」	となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
	・		
	法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業		
	・		
	第4号		

- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩一別表10⑨)」と、「別表5⑬」とあるのは「(別表5⑬一別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩一別表10⑪)」と、「別表5⑬」とあるのは「(別表5⑬一別表10⑪)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩一別表11⑫)」と、「別表5⑬」とあるのは「(別表5⑬一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩一別表11⑫)」と、「別表5⑬」とあるのは「(別表5⑬一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (5) 租税特別措置法第59条の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。
 - (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。
 - (7) 第6号様式別表5の⑭から⑰まで、⑱及び㉑の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉒の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

6 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑭」から「計⑮」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑯」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合
- (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合